

牧之原市ふるさと納税支援等業務委託

プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「牧之原市ふるさと納税支援等業務委託」の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

牧之原市ふるさと納税支援等業務委託

(2) 業務内容

業務内容は次のとおりとする。また、業務内容の詳細は、別に定める「牧之原市ふるさと納税支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりとする。

- ① ポータルサイト管理運営業務
- ② 寄附管理システムの管理運営業務
- ③ 返礼品の募集・開発、ポータルサイト掲載等に関する業務
- ④ 返礼品の調達及び配送管理業務
- ⑤ 寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書等の作成・送付に関する業務
- ⑥ コールセンター業務委託
- ⑦ 魅力発信及び地場産品の販路拡大による地域活性化に関する業務
- ⑧ ふるさと納税自動販売機の取扱いに関する業務
- ⑨ その他

(3) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(4) 委託料

本市が、受託者に支払う委託料は、寄附額に対して6.5%以内の金額（消費税及び地方消費税含む）とする。

※「仕様書」の「6 業務内容」及び「7 業務内容の詳細」に係る経費とする。

※引き継ぎに要する費用は本委託料に含むこととし、本市は委託料以外の費用は一切負担しないものとする。

(5) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、業務委託期間中に申し込みのあった寄附者に返礼品が届くまでは、業務委託期間終了後においても、受託者は、本契約に基づき適切に対応するものとする。

なお、令和7年2月牧之原市議会定例会において、本業務委託に必要な予算が成立しなかった場合には、本契約を締結しない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 牧之原市の入札参加資格参加基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (4) プロポーザル参加申込書等の提出期限の日までに、令和6年度牧之原市競争入札参加資格審査の登録者又は申請者であること。
- (5) プロポーザル参加申込書等の提出期限の日までに、「牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税及び消費税及地方消費税の未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）に該当しない者であること。

4 スケジュール

項 目	期 日	備 考
参加募集の公告	令和6年5月17日（金）	牧之原市ホームページに掲載
参加申込書等提出期限	令和6年6月7日（金）正午	持参、郵送又は電子メール
参加資格審査結果通知	令和6年6月11日（火）	電子メールにより通知
質問提出期限	令和6年6月12日（水）正午	電子メールによる提出
質問への回答	令和6年6月14日（金）	牧之原市ホームページに掲載
企画提案書等提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時	持参又は郵送
審査会（プレゼンテーション）	令和6年6月27日（木）	
審査結果通知	令和6年7月5日（金）	電子メールにより通知
契約日（予定）	令和7年4月1日（火）	

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限

令和6年6月12日（水）正午必着

- (2) 質問書の提出方法

質問書（様式第6号）に記入の上、電子メールにより提出すること。また、質問書を提出した場合には、その旨を電話にて事務局へ連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

- (3) 提出先
〒421-0592 静岡県牧之原市相良275番地 牧之原市役所相良庁舎 2 階
牧之原市 産業経済部 商工企業課
電子メール：shoko@city.makinohara.lg.jp
- (4) 質問に対する回答方法及び回答日
令和 6 年 6 月 14 日（金）に市ホームページに質問及び回答内容を掲載する。
- (5) 説明会
本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書等の提出

- (1) 参加申込及び資格確認に必要な書類（1 部）
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 利用システムに関する調書（様式第 2 号）
 - ウ 企画提案応募に係る誓約書（様式第 3 号）
 - エ 直近 2 期分の決算書又は収支状況が分かる書類
 - オ 定款の写し
- (2) 提出期限
令和 6 年 6 月 7 日（金）正午必着
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メールにより提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく国民の祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から正午までとする。
- (4) 提出先
〒421-0592 静岡県牧之原市275番地 牧之原市役所相良庁舎 2 階
牧之原市 産業経済部 商工企業課
電子メール：shoko@city.makinohara.lg.jp
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格審査結果は、令和 6 年 6 月 11 日（火）に参加申込者全員に電子メールにて通知する。
なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して 5 営業日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。
回答は書面により行う。
- (6) 参加辞退
参加申込書の提出後に辞退を希望する者は、辞退届（様式第 5 号）を令和 6 年 6 月 14 日（金）午後 5 時までに持参、郵送又は電子メールにより提出することとする。

7 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案に必要な書類（正本 1 部、副本 7 部）
 - ア 会社概要（様式は任意）
※パンフレットなど会社等の概要が分かるものを添付すること。

- イ 業務実施体制調書（様式第4号）
- ウ 企画提案書（様式第7号）
 - ※詳細については任意様式による作成も可とする。
 - ※実施スケジュール等、具体的な工程表を作成すること。
- エ その他企画提案の説明に必要な書類
- オ 登記事項証明書又は登記簿謄本
- カ 納税証明書（写し可。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がないことを証明するもの。）

(2) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈をつけること。
- オ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価可能な提案書を作成すること。

(3) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく国民の祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒421-0592 静岡県牧之原市275番地 牧之原市役所相良庁舎2階
牧之原市 産業経済部 商工企業課
電子メール：shoko@city.makinohara.lg.jp

8 契約候補者の選定

契約候補者の選定にあたっては、審査会（プレゼンテーション）において、提出された企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(1) 開催日

令和6年6月27日（木）

(2) 審査基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 審査方法

- ア 候補者のプレゼンテーションの開始時間については、追って通知する。
- イ 候補者の選定は、別紙「評価基準」に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も評価点の高い提案者を、候補者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、「新たな返礼品の増大策等」の評価点が高い企画提案者を上位とし、順位を決定する。

ウ 委託業務の品質確保を図る為、候補者の選定に当たっては、評価点の合計が120点未満だった場合は、失格とする。

エ 説明時間は、提案内容の説明を30分以内とする。その後、選定委員会の各委員から10分間の質疑応答時間を設ける。

オ 審査会の会場への入室は3名以内とする。

(4) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を令和6年7月5日（金）に電子メールにて送付する。

イ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

9 参加申込者の失格要件

- (1) 参加資格を満たさない又は契約候補者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合。
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

10 企画提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (3) 上記(1)並びに(2)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合。

11 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成並びに提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の作成については、1事業者1提案とし、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めない。

12 企画提案書の著作権

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 牧之原市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 牧之原市は、提案者から提出された企画提案書等について、牧之原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

13 契約の締結

牧之原市は、契約候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。ただし、契約候補者が、参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補者を契約候補者に選定する。

14 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 契約書作成の要否
要する。

15 問合せ先

牧之原市産業経済部商工企業課商工振興係

電 話 0548-53-2647

F A X 0548-52-3772

電子メール shoko@city.makinohara.lg.jp

<参考：提出書類>

1 参加申込及び資格確認に必要な書類

名 称	様 式	部 数	提出期限
参加申込書	様 式 第 1 号	1 部	令和 6 年 6 月 7 日（金） 正午
寄附管理システムに関する調書	様 式 第 2 号	1 部	
企画提案応募に係る誓約書	様 式 第 3 号	1 部	
直近 2 期分の決算書又は事業報告書	任 意 様 式	1 部	
定款の写し	任 意 様 式	1 部	

2 企画提案に必要な書類

名 称	様 式	部 数	提出期限
会社概要	任 意 様 式	正本 1 部、副本 7 部	令和 6 年 6 月 21 日（金） 午後 5 時
業務実施体制調書	様 式 第 4 号	正本 1 部、副本 7 部	
企画提案書	様 式 第 7 号	正本 1 部、副本 7 部	
その他提案に必要な書類	任 意 様 式	正本 1 部、副本 7 部	
登記事項証明書又は登記簿謄本	—	1 部	
納税証明書	—	1 部	

3 質問に必要な書類

名 称	様 式	部 数	提出期限
質問書	様 式 第 6 号	1 部	令和 6 年 6 月 12 日（水） 正午

4 参加辞退

名 称	様 式	部 数	提出期限
辞退届	様 式 第 5 号	1 部	令和 6 年 6 月 14 日（金） 午後 5 時